各保健所長 様

医療政策幹

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」(国名称:外来対応医療機関) の指定申請等に関する案内について (協力依頼)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」(国名称:外来対応医療機関)として指定し、公表しております。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。県では、幅広い医療機関で対応できる体制を目指し、新型コロナ対応を始める際に必要となる初度設備や設備整備等に関する財政支援制度(補助金)などにより診療・検査医療機関の拡充に取り組んでおります。

つきましては、内容を御了知いただき、下記内容について、貴所管内の医療機関の皆様に御周知くださいますようよろしくお願いします。

なお、本内容につきましては、県医師会、県保険医協会及び各保健所設置市宛 て依頼しておりますことを申し添えます。

記

- 1 診療・検査医療機関の指定申請について
 - ・<u>受入患者を限定しない</u>「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として指定 され、<u>県のホームページで公表されると</u>診療報酬上の措置を受けること が出来ます。
 - ・指定の方法等については、別添「埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定申請のお願い」を御覧ください。

2 県による財政支援制度(補助金)について

県では、令和5年3月10日以降に診療・検査医療機関の指定を受けかつ 過去に新型コロナ対策の設備整備補助金の申請を行っていない医療機関につ いて「外来対応医療機関確保事業及び設備整備事業補助金」の交付申請を受 け付けています。

(1)補助対象となる主な設備

パルスオキシメーター、非接触サーモグラフィーカメラ (検温・消毒機能付き等)、HEPA フィルタ付き空気清浄機、個人防護具など

(2)申請期限

令和5年9月22日(金曜日)

※期限間近になると申請が集中するため、交付決定に1か月以上かかる場合がございます。

(3) お問い合わせ先

確保事業受付事務局 050-3623-2498

※申請に際しては、必ず事前に御相談してください。

<1について>

担当 医療政策幹グループ

電話 048-830-7961

Mail a7500-01@pref.saitama.lg.jp

<2について>

担当 感染症対策課 補助金担当

電話 048-830-7502

Mail a3510-30@pref.saitama.lg.jp